

# 住宅用火災警報器の購入費を助成します

消防法改正により、平成18年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、すべての住宅において、平成23年5月31日までに設置することとなっています。

市では、全世帯完全設置をめざし、各世帯に住宅用火災警報器の購入費2,000円(助成券)を助成します。この事業は、住宅用火災警報器の設置率の向上を図り、火災の早期発見により被害を軽減し、住宅火災の撲滅を図ることを目的としています。

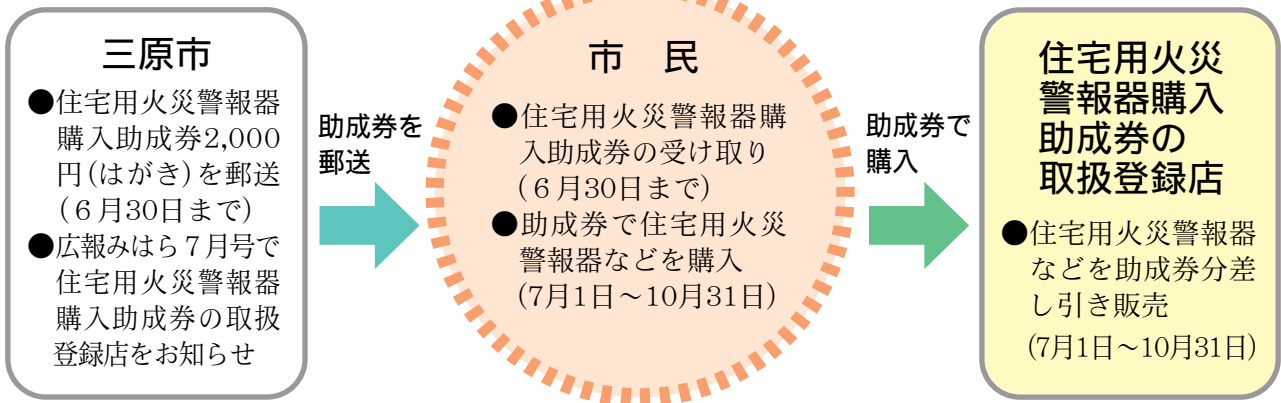
**対象** 平成21年6月1日現在、①住民基本台帳に記載されている世帯主②外国人登録原票に登録されている世帯主(不法滞在、短期滞在は除く)

**配布数** 1世帯につき1枚の助成券(2,000円分)

**配布方法** 6月30日(火)までに対象世帯主に、「三原市住宅用火災警報器購入助成券」を郵送します。

**助成方法** 市内の登録店で住宅用火災警報器を購入する際に、助成券と引き換えに2,000円を差し引きます。  
※登録店は、広報みはら7月号、市ホームページ、新聞折り込み、町内会の回覧文書などでお知らせします。  
※すでに住宅用火災警報器を設置している場合は2,000円以上の消火器、または避難用ライトの購入に使用できます。

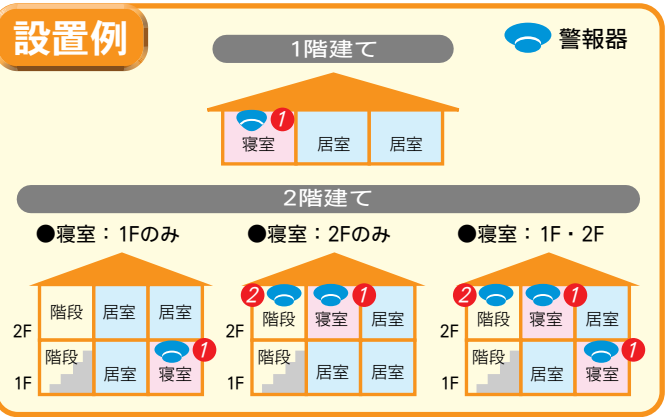
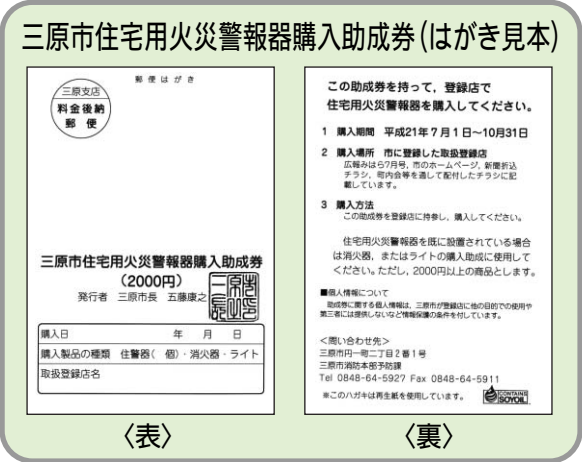
**購入期間** 7月1日(水)~10月31日(土)



**悪質な訪問販売に注意してください**  
登録店は、それぞれの店舗、または事業所内で販売しています。

## 住宅用火災警報器の設置場所

- 各寝室に設置してください。
- 2階に寝室がある場合は、階段室の天井にも設置してください。
- 設置位置は、天井または壁面です。詳細は取扱説明書に記載してあります。



問い合わせ先 消防本部予防課 (☎0848④5927 FAX0848④5911)